

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第 22 条の 6

2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有するに至った犬猫等の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項